

目次

- 第一章 総則（第一条～第七条）
第二章 課税標準及び税率（第八条～第九条）
第三章 免税及び税額控除等（第十条～第十二条）
第四章 申告及び納付等（第十三条～第十八条）
第五章 雜則（第十九条～第二十二条）
第六章 罰則（第二十三条～第二十五条）
附則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、石油石炭税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油石炭税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 原油 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油をいう。

二 石油製品 関税定率法別表第二七一〇・一号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品（外国から本邦に到着したものに限る。）をいう。

三 ガス状炭化水素 関税定率法別表第二七・一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素（外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。）をいう。

四 石炭 関税定率法別表第二七・一〇号に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固体燃料で石炭から製造したもの（外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。）をいう。

五 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

第三条 原油及び石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭には、この法律により、石油石炭税を課す。（課税物件）
第四条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、その採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭について、その承認をした税務署長の指定期間、その採取場であつた場所をなす。（納稅義務者）

水素又は石炭につき、石油石炭税を納める義務がある。
石油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭（以下「原油等」という。）を保税地域から引き取る者は、その引き取る原油等につき、石油石炭税を納める義務がある。（移出又は引取り等とみなす場合）

第五条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場において原油、ガス状炭化水素又は石炭が消費される場合には、当該採取者がその消費の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該採取者の責めに帰することができない場合には、その消費者を原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなし、当該消費者が消費の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなして、この法律（第六条の二、第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 保税地域において原油等が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該原油等をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 原油、ガス状炭化水素又は石炭が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から移出された場合において、その移出につき、当該採取者の責めに帰することができないときは、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者を原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなして、この法律（次条、第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

4 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取を廃止した場合において、原油、ガス状炭化水素又は石炭がその採取場に現存するときは、当該採取者がその採取を廃止した日に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場から移出したものとみなす。ただし、当該採取者がその採取を廃止したときに到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。）をいう。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭について、その承認をした税務署長の指定期間、その採取場であつた場所をなす。（納稅義務者）

す。この場合において、当該期間を経過した日になお当該原油、ガス状炭化水素又は石炭がその場所に現存するときは、当該採取者がその日の前に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場から移出したものとみなす。（採取者とみなす場合）

第六条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は販売業者が、労務、資金その他原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取に必要なものを供給して原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取を委託する場合には、当該委託をした者（以下「委託者」という。）が当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）の採取した原油、ガス状炭化水素又は石炭で当該委託に係るものを探取したものとみなす。

2 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は次の各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から当該各号に定める場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税を免除する。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千四十円
二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八百円
三 石炭 一トンにつき七百円

第三章 免税及び税額控除等

第九条 石油石炭税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき一千四十円

2 石油製品で政令で定めるもの又はガス状炭化水素で政令で定めるものに係る前項の数量は、それぞれその重量又は容量を基礎として政令で定める方法により計算した数量によるものとする。

第十条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が次の各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から当該各号に定める場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税を免除する。

一 輸出業者（他から購入した物品の販売を行つた者とする者で常時物品の輸出を行つもの）が輸出するための原油、ガス状炭化水素又は石炭 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の蔵置場又は石炭の蔵置場

二 前号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭以外の原油、ガス状炭化水素又は石炭で、その採取場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該採取場（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合については、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

二 保稅地の所在場所 第七条の規定は、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が前項各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭に該当すること及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が当該各号に定める場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合に

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項

の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出すれば足りるものとする。

一 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三ヶ月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定期日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき 当該予定期

4
が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長が指定した日 第一項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入する前

に、災害その他を得ない事情により失った場合には、政令で定めるところによりその失った場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

第一項第二号の有謂の申請があつた場合にはにおいて、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入した者が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者でないときは、これを原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなし、当該場所が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場でないときは、これを原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とみなす。

第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入した者は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入の目的（当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が同項第二号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭であるときは、その移入の理由）、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所（第七条第一項ただし書の承認を受けて

いる場合にあつては、その承認を受けた場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入をして日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入した者に対し、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を他の原油、ガス状炭化水素又は石炭と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

(未納税移出に関する特例)
第十条の二 前条第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、当該移出をした日の属

告書（同項に規定する期限内に提出するものに
する月分に係る第十三条第一項の規定による申
請書）に同項に規定する期限内に提出するものに
限る。）に同項第一号に規定する事項を記載し、
かつ、政令で定めるところにより、当該原油
ガス状炭化水素又は石炭が前条第一項各号に掲
げる原油、ガス状炭化水素又は石炭に該当する

当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしてゐるときは、同条第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定を適用する。

二 前号の規定に該当するものほか、當該原油、ガス状炭化水素又は石炭を當該場所に移入した者が同一である場合における當該移入をした場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

前条第七項の場合において、同条第一項各号に定める場所が同条第七項に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭を繼續して移入する場所であり、かつ、當該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入する者が、政令で定めるところにより、當該場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けていたもの

受けている場合にあつては、その承認を受けた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けるときは、前条第七項の規定にかかるわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき石油炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は石油石炭税の保全上不适当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。
5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなる

つたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

前各項に定めるもののはが第一項又は第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。)
(輸出免税)

2 石炭をその採取場から移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税を免除する。
前項の規定は、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。（戻入れの場合の石油石炭税の控除等）

第十二条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場に戻し入れた場合は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の戻入のためによる他の採取場からの移出につき第十三条第一項の適用があつた場合を除き、政令で

定めるところにより、当該採取者が当該戸入人の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。次項において

て同じ。」に記載した同条第一項第四号に掲げる石油炭税額の合計額から当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき当該採取場からの移出により納付された、又は納付されるべき石油炭税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該石油炭税額につきこの項、次項又は第四項の規定

2
による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。)に相当する金額を控除する。

化水素又は石炭の採取場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその移入した採取場から更に移出したときは、政令で定めるところにより、その者が当該多出づ日の属する月の翌月以後二月是日以後の期間

た積出の日の属する月の翌月以後に提出其附の在來する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から当該原油・ガス状炭化水素又は石炭につき當該他の採取場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取

4 3 石油石炭税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。
前二項の場合において、これらの項の規定による控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。
原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭を、その採取を廃止した後(第五条第四項

項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該採取場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めることにより当該採取場であった場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合においては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油石炭税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

前項の規定は、法人が合併により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは、「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日翌日から起算するものとする。

一次第第一項の規定による申告書 書の提出期限 二 次第第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

(移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告)

第十三条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、毎月(採取場からの移出がない月を除く。)政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

二 第十条若しくは第十二条又は他の法律の規定による石油石炭税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準による数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

三 第一号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準による数量から、前号に掲げる当該原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量を控除した量(以下この項において「課税標準数量」という)。

四 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額(前号に掲げる石油石炭税額のうち、既に確定したものと含む)。

六 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

七 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から第五号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項若しくは第四項の戻入れをした者は又は同条第二項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第二項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合においては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

(移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告等の特例)

第十四条 關稅法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納稅方式が適用される原油等を保税地域から継続的に引き取る(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

3 第一条に規定する者(次条第一項の承認を受けた者を除く。)がその引取りに係る原油等に取れる原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を税關長に提出しなければならない。

4 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

5 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

6 その他参考となるべき事項

2 前項の国税府長官の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後は、毎月(同項に規定する原油等の保税地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき石油石炭税を免除されるべき月を除く。)政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関に提出しなければならない。

一 その月中において採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準による数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

二 課税標準数量に対する石油製品、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額(前号に掲げる石油石炭税額のうち、既に確定したものと含む)。

四 第二号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 前項の国税府長官の承認を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した申告書を税關長に提出しなければならない。

3 第一条の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者が次のいずれかに該当するときは、国税府長官は、その承認をしないことができる。

一 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるときその他石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるとき。

二 国税府長官は、第一項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

一　六月以上引き続き第一項に規定する原油等の保稅地域からの引取りがないとき。

二　前項第二号に該当する事情があるとき。

三　石油石炭税につき国稅通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められるとき。

四　石油石炭税につき国稅通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）の規定による更正があつた場合において、その修正申告又は更正に基づき同法第三十五条第二項（期限後申告書等による納付）の規定により納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちに当該修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由がないと認められるものがあるとき。

五　第一項の承認を受けている者は、同項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を国稅庁長官に届け出るものとする。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日から属する月の翌月以後においては、その承認は、その効力を失うものとする。

六　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。（移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての石油石炭税の期限内申告による納付等）

2 第十三条第一項の規定による申告書を提出した原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税務署長に提供したときは、当該税務署長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

3 内、当該申告書に記載された同項第四号（採取の開発等の申告）

2 保稅地域から引き取られる第十四条第二項に規定する原油等に係る石油石炭税は、同項の税額に相当する石油石炭税額に相当する石油石炭税を、國に納付しなければならない。

2 保稅地域から引き取られる第十四条第二項に規定する原油等に係る石油石炭税は、同項の税額に相当する石油石炭税額に相当する石油石炭税を、國に納付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額に相当する石油石炭税を、國に納付しなければならない。

4 原油等を保稅地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る原油等についての申請書を同項の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告（次項及び第四項において「特例申告」という。）を行う者（第二十二条において「特例申告者」という。）を除く。）が、第十四条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税務署長に提供したときは、当該税關長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

5 原油等を保稅地域から引き取る者で第十五条第二項の税關長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税務署長に提供したときは、当該税關長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。

6 第十六条第一項の規定による申告書を提出した原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する石油石炭税を、國に納付しなければならない。

2 第十五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税は、これらの規定に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徵收する。（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等）

2 第十五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税は、これらは石炭の採取場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徵收する。

第十七条 第十四条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る原油等を保稅地

域から引き取る時（同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限）までに、当該申告書に記載した同条第一項第四号に掲げる石油石炭税額に相当する石油石炭税を、國に納付しなければならない。

2 保稅地域から引き取られる第十四条第二項に規定する原油等に係る石油石炭税は、同項の税額に相当する石油石炭税額に相当する石油石炭税を、國に納付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額に相当する石油石炭税を、國に納付しなければならない。

4 原油等を保稅地域から引き取ろうとする者（その引取りに係る原油等についての申請書を同項の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告（次項及び第四項において「特例申告」という。）を行う者（第二十二条において「特例申告者」という。）を除く。）が、第十四条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関する規定は、適用しない。

5 第五章 雜則

2 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に申告しなければならない。

3 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取に係る委託者にならうとする者は、あらかじめ、原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取の委託をする旨その他の政令で定める事項を書面で受託者の採取場（当該委託者が第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

4 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者について相続があつた場合において、当該相続により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場（当該相続に係る被相続人が第七条第一項ただし書の承認を受けた場合においては、当該相続人が同項ただし書の承認を受けるときがあつては、その承認を受ける場所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

5 前項の規定は、法人が合併により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは、「当該

2 すでに同法第十条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油に係る石油税の税率は、改正後の石油税法（以下「新法」という。）の税率とする。

規定によりガス状炭化水素を採取したものとなされる者は、指定日の前日までに、ガス状炭化水素を採取したものとみなされる委託の内容その他の政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場（当該委託をする者が新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日において新法第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。

第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で指定日の前日までに第一項の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。

施行日から指定日の前日までの間において新たにガス状炭化水素の採取をしようとする者は、新法第二十条第一項前段の規定による申告については、同項前段の規定にかかわらず、指定日の前日までに、ガス状炭化水素の採取場ごとに、ガス状炭化水素の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場（新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

施行日から指定日の前日までの間ににおいて新たにガス状炭化水素の採取の委託をしようとする者は、新法第二十条第三項の規定による申告については、同項の規定にかかわらず、指定日の前日までに、ガス状炭化水素を採取したものとみなされる委託の内容その他の政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場（当該委託をする者が新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から昭和五十九年七月三十一日までの間に相続があつた場合において、当該相続によりガス状炭化水素の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、新法第二十条第四項の規定による申告については、そのガス状炭化水素の採取場ごとに、当該相続があつた日から指定日の前日までの間に、その旨を書面で当該ガス状炭化水素の採取場（当該相続に係る被相続人が新法第七条第一項ただし書

の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときあつては、その承認を受ける場所の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

8 前項の規定は、法人が合併によりガス状炭化水素の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

9 新法第二十条第一項前段、第三項又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び新法第二十六条第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項（前項において準用する場合を含む。）に規定する者で指定日の前日までにガス状炭化水素の採取を廃止し、又はガス状炭化水素の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

10 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者（新法第六条の二の規定の適用を受けている者を除く。）は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。
（罰則に係る経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる石油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和六二年六月二〇日法律第八〇号抄）
（施行期日等）

品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

たとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3
その旨を速やかに告示するものとする。
第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

附 異（昭和六三五）二月三〇日 江衛第
一〇九号

(施行期日) 一〇九号 挑

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

あなたがたが行つてゐる

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イからホまで 略
第六条及び附則第五十四条から第五十六

第二回 田舎の風習

(石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第五十四条 この附則は別段の定めがあるものを除き、第六条の規定の施行前に課した、又は課

すべきであつた石油税については、なお従前の

（免脱移出等に係る経過措置）

第五十五条 昭和六十四年四月一日前にその採取
(免役料等の供給手続)

場から移出された原油又はガス状炭化水素で、
石田逸云第一(三)第二(二頁)、門田云第一(一)第二(二頁)。

石油税法第十条第三項（同法第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この項において

て同じ。) の届出又は承認に係るもの(当該届

出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げ
る日が同一日以後二箇月十日以内に限る。」

る日が同月一日以後に到来するものは附る。」について、同法第十条第三項各号に掲げる日ま

でに同項に規定する書類が提出されなかつた場

合における当該原油又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、第六条の規定に

石油税の課税標準及び税率は、第六条の規定による改正後の石油税法（以下「新石油税法」と

いう。)の課税標準及び税率とする。

2 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて昭和六十四年四月一

日前にその採取場から移出された原油若しくは

ガス状炭化水素又は保税地域から引き取られた
原油、石油製品若しくはガス状炭化水素につい
て、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定
に該当することとなつた場合における該原

の改正規定、同法第一百十三條の二を同法第一百十三條の三とし、同法第一百十三條の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十五条及び第一百六十六条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（第百三十三条の二）を「第百十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第百十三条の三」に、「第六号まで（許可）を「第七号まで（許可）に改める部分に限る）、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月三一日法律第二百三十二条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

第二条 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
イからへまで 略

ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る）、同法第八条から第十九条までの改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第四十四条から第四十八条まで、第五十条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条（国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）第二条第三号の改正規定に限る）、第一百四十条、第一百六十六条（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第三号、第十五十五条第二項第七号、第四十六条第一項第一号及び

第六十条第二項の改正規定に限る。)、第一百四十三条、第一百五十三条から第一百六十八条まで、第一百七十七条、第一百七十二条、第一百七十六条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十七条(会社更生法(平成十四年法律百八十七条)、第一百五十四条)、第一百二十九条の改正規定に限る。)及び第八百一十八条第一項の規定(石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置)、除き、平成十五年十月一日前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

(ガス状炭化水素に係る税率の特例)

第四十四条 平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、ガス状炭化水素(第九条の規定による改正後の石油石炭税法(以下「石油石炭税法」という。)第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下同じ。)の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。

一 ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第二七一一・一一号及び第二七一一・一二号に掲げる天然ガス(以下この条において「天然ガス」という。)一トンにつき八百四十円

二 ガス状炭化水素のうち天然ガス以外のもの(次項において「石油ガス等」という。)一トンにつき八百円

2 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、ガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。

一 天然ガス 一トンにつき九百六十円

二 石油ガス等 一トンにつき九百四十円

(石炭に係る税率の特例)

第四十五条 次の各号に掲げる期間内に、石炭(石油石炭税法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下同じ。)の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られる石炭に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第三号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

（未納税移出等に係る経過措置）

第二百四十六条 平成十五年十月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素で、第九条の規定による改正前の石油税法（以下「旧石油税法」という。）第十条第三項（旧石油税法第十二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る旧石油税法第十三条各号に掲げる日が平成十五年十月一日以後に到来するものに限る。）について、旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十七年四月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあつては附則第四十四条第二項に規定する税率（以下「附則第四十四条第二項の税率」という。）とし、石炭については附則第四十五条第一号に規定する税率（以下「附則第四十五条第一号の税率」という。）とする。

平成十九年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十九年四月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第一号又は第三号に規定する税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第二百四十七条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて平成十五年十一日まで 石炭一トンにつき二百三十円
二 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十日まで 石炭一トンにつき四百六十円

取場に戻し入れ、又は移入した場合において、同日以後にこれらの原油若しくはガス状炭化水素につき石油石炭税法第十二条第一項又は第二項の規定による控除を受けるときは、これらの規定中「石油石炭税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額」とあるのは、「石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額）として、これらの規定を適用する。平成十五年十月一日前に原油又はガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出した原油又はガス状炭化水素を、その採取を廃止した後当該採取場に戻し入れた場合において、同日以後に石油石炭税法第十二条第四項に規定する当該税務署長の承認を受けて当該原油又はガス状炭化水素を廃棄したときは、同項中「石油石炭税額」とあるのは、「石油税額」として、同項の規定を適用する。

（引取りに係る石炭についての課税標準及び税額の申告の特例）

第四十九条 関税法第六条の二第一項第一号に規定する申告納稅方式が適用される石炭を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、施行日から平成十五年九月三十日までに、政令で定めるところにより、石油税法第十五条第一項に規定する国税庁長官の承認を受けることができる。

（担保に係る経過措置）

第五十条 旧石油税法第十九条の規定により提供された担保は、石油石炭税法第十九条の規定により提供された担保とみなす。

（採取の開廈等の申告に係る経過措置）

第五十一条 この法律の施行の際現に石炭の採取をしている者は、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書をもつて、その承認を受けている場合に、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。施行日前から引き続いて石炭の採取の委託をしている者で、第九条の規定による改正後の石油税法第六条第一項の規定により石炭を採取したものとのみなされる者は、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとのみなされる委託の内容その他の政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書をもつて、その承認を受けている場合に、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2 第一項、第二項、第五項又は前項に規定する申告については、その旨を書面で当該石炭の採取場の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

（施行期日）

第五十二条 第九条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（附則）（平成二十三年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八百十四号）の公布の日から施行する。

（附則）（平成二十三年六月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日

ル 第十二条中石油石炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定及び同法第二十六条第二項の改正規定

3 に申告しなければならない。

（附則）（平成二十三年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十一条及び第十一条の規定 平成二十四年一月一日

（附則）（平成二十三年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十一条及び第十一条の規定 平成二十四年一月一日

（附則）（平成二十三年六月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日

ル 第十二条中石油石炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定及び同法第二十六条第二項の改正規定

4 に申告した者とみなす。

（附則）（平成二十三年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成二十三年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日

ル 第十二条中石油石炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定及び同法第二十六条第二項の改正規定

第一項の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に新石油石炭税法第十八条第三項に規定する原油等を保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。